

平成28年度 第4回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

平成28年7月15日（金） 14時30分から16時30分まで

2 場 所

県庁中庁舎10階大会議室

3 出席者

委 員：10名

事務局：環境生活部 大竹次長
環境政策課 冨塚課長、松本副課長、田中班長、伊藤副主幹、
小島主査、宮澤副主査、東副主査

事業者：成田国際空港株式会社（NAA）

傍聴人：5名

4 議題

(1) 成田空港の更なる機能強化に係る計画段階環境配慮書について（答申案）

5 結果概要

(1) 成田空港の更なる機能強化に係る計画段階環境配慮書について

① 事務局から当該配慮書の手続きの状況（資料1）について説明が行われた後、事業者から委員会からの質疑への見解（資料2）について説明があり、審議が行われた。

② 次に、事務局からこれまでの審議を基にした論点整理（資料3）と、作成した答申案（資料4）について説明があり、審議が行われた。

審議の結果、答申案は表現を一部修正した上で了承されることとなった。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料1： 成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料2： 成田空港の更なる機能強化 計画段階環境配慮書 前回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
【委員等意見】
- 資料3： 答申案審議に向けた論点整理【委員限り】
- 資料4： 成田空港の更なる機能強化に係る計画段階環境配慮書について
(答申案)

【別紙】

1 開会挨拶要旨（富塚環境政策課長）

次長の大竹が所用により遅れることとなったため、代わって挨拶申し上げます。

本日は前回に引き続き、成田空港の更なる機能強化に係る計画段階環境配慮書について御審議いただく。

前回、御多忙の中、大変急な日程設定にも関わらず、現地確認に多数出席いただき、改めて感謝申し上げます。

現地を直接御覧いただいたことで、より一層深い審議を行っていただけるものと思うので、忌憚のない意見を賜りたい。

2 議事

（1）成田空港の更なる機能強化に係る計画段階環境配慮書について

- ① 事務局から当該配慮書の手続きの状況（資料1）について説明が行われた後、事業者から委員会からの質疑への見解（資料2）について説明があり、審議が行われた。

【審議】

（委員）

事業実施想定区域内には大きな榎の木があったが、その取扱いはどのようなになるのか。

（事業者）

榎の木の保全措置については、今後検討することとなるが、移植を前提として検討していきたい。芝山町の天然記念物なので、芝山町教育委員会との調整も必要になると考えている。

（委員）

騒音について、資料2のN o 1 0では、航空機の発着回数が30万回から50万回に増加することによる騒音への影響について、騒防法に係る指定範囲が広がるとの回答がされているが、これについては、一般の市民にも分かるように示していただきたいと思う。

また、N o 1 1では、飛行機の騒音に関しては、昼の飛行機は飛んできた機数分を計算するが、夜7時から10時までの飛行機は1機の影響を3倍に増やして計算する。また、夜10時から朝7時までに飛んでくる飛行機は1機の影響を10倍に増やして計算する、いわゆるLden という値に換算している。要約書の9ページでは夜7時から10時までの飛行機が減り、10時以降はさ

らに減らしており、1機当たりの影響が3倍や10倍に換算されるため、発着をコントロールしている。

このため、夜7時から朝7時までの間に成田空港を発着する飛行機の数は、あまり増やせないと思われる。

増加させる20万回分の発着については、昼間に飛ばすこととなると思う。

運航ダイヤが現時点で未定であることは当たり前の話であり、No11の質問の主旨は、成田空港を利用する飛行機からの騒音の影響が増加しないよう、どのように考えているのかを聞いているものである。

運航ダイヤに関係なく、空港としてどのような対応を取るのかを決めれば、飛行場を利用する側で対応は考えることになる。No11の回答については、今後見直していただきたい。

No12について、航空機の低騒音化が進んでおりデータでも示されているとのことだが、成田国際空港株式会社が作成している環境報告書では、2014年度の測定点における騒音の変化が記載されている。

これによれば、前年度との比較では増加が15カ所、減少が14カ所となっており、あまり変わっていないような結果に見て取れる。

先ほどの説明では、低騒音型の飛行機と旧型の飛行機との運航比率が変わって騒音は下がっているはずであるとのことだったが、結果からみると実際は下がっておらず、低騒音型の飛行機の導入による顕著な効果はないように思われるが、この点についてはどうか。

(事業者)

運航ダイヤについて、夕方や夜はひっ迫しているため、昼間の運航本数を増やし、夕方、夜の運航本数を増やさないよう規制する考えはないのかとの質問と思う。

成田空港の更なる機能強化に際しては、夜間の飛行制限の緩和についても、地域と議論をしながら、どのような方策が可能か四者協議会で協議がスタートしたところである。

騒音に関して夜間は受入機数の10倍で考えることは十分理解しているが、夜間の受入機数をどれだけ増やせるかチャレンジしていきたいと思っており、50万回に増加させるに当たり、夕方、夜間についても、しっかりとした環境対策を行った上で増やしていきたいと考えている。

発着回数50万回は、夕方、夜間も増やさなければ達成できない規模である。

また、前年比では騒音が増えているのではないのかとの質問であるが、低騒音型航空機の比率は2013年度が84.6%、2014年度が87.6%であり、1年間だけを比べてもあまり変わっていないが、添付資料1-1に示したとお

り、平成13年度当たりと比べれば相対的に騒音レベルは減少傾向にあると考え、先ほどの見解となっている。

(委員)

2014年度のデータはあるのか。

(事業者)

集計中であり、確定値は出ていない。

(委員)

低騒音型の航空機を導入していても、騒音は意外と落ちなかったと理解してよいか。

(事業者)

発着回数が増加しており、低騒音型航空機の導入による効果が、発着回数の増加による影響により相殺され、顕著な傾向として表れていない状況と考えている。

(委員)

多少騒音が下がったとしても、回数が増えればその分さらされる時間や頻度が多くなり、それが夜間であれば就寝時等にさらされることになり、その分、生活に対する影響は大きくなると考えたほうが良い。

航空機の騒音が下がったが回数が増加したというのは、騒音レベルが下がったと評価してよいのか、住民の視点から考えると理解がしにくいと思う。

(事業者)

発着回数が増えることにより、エネルギーレベルとしても増加するので、御指摘のとおりである。

理論的な面からは、今後、詳細な騒音コンターを作成し範囲や音のレベル等を示し、生活に及ぼす影響については、地域の方々との話し合いを繰り返し、対策等を示しながら取り組んでいきたいと考えている。

(委員)

天然記念物に指定されている巨木については、移植して別の場所に移すことを検討する旨の説明があったが、指定は何によって指定されているのか。

また、指定された天然記念物などについての対策は、何か法律等で定められ

たものがあるのか。

(事業者)

今回、案2では「普賢院の榎の木」が移植の対象となるが、芝山町の文化財保護条例により指定されているものである。

条例による指定であることから、指定の解除や移植に際しての対応については検討中である。今後、環境影響評価を進めていく中で、どのような対策が取れるのか、詳細に検討し回答することになると考えている。

(委員)

計画段階配慮書は2案を検討し、環境上どちらの案が良いか判断に使用するものだが、今回の配慮書では2案を検討しなければならないから検討したように感じる。

検討の結果、どちらの案のどの点が非常に問題となるのかの検討ではなく、どちらの案にしても対策を取ることで問題がないと整理されているように見受けられる。

環境上の検討として、どちらの案が良いと判断しているのか、伺いたい。

(事業者)

配慮書の296ページに示した、総合評価のとおりである。航空機騒音については、空港の処理能力そのものが増加するので、全体的な騒音影響の増加は避けられない。

C滑走路を設置する位置により、影響の出方が異なってくる。また、両案ともに騒音の増加領域には集落が存在するが、集落に対する影響に大きな差はないと考えている。

その他の項目等について、水質や温室効果ガスの影響は、案1-2よりも案2の方が小さくなると考えている。水文環境については、案ごとに影響が異なるので、どちらが影響を小さくできるかの評価は困難である。また、動物植物等については、案1-2よりも案2の方が影響は大きくなる。

それぞれ、項目によりプラスマイナスがあり、これらを総合的に勘案しつつ、環境面だけではなく経済性等の色々なものを踏まえた上で、最終的な滑走路の位置を確定することになると考えている。

(委員)

今回は案1-2か案2で検討とのことであるが、仮に、将来さらに空港の拡張を行う場合に、今回の選ばれなかったもう一方の案を実施することは可能な

のか、それとも、一方の案は将来的にも実施されることはないのか。

(事業者)

滑走路の位置案については、航空機の進入復航と呼ばれる着陸をやり直すルートを確認しなければならないなど、飛行経路が複雑に関与するので、2つの案が同時に成立するものではない。

よって、例えば案2を実施した後に案1-2を行うことは、実施すれば多少処理能力を挙げることはできるが効果は低く、通常はどちらかを選べば、もう一方を行うことはない。

(委員)

今回の計画で成田空港の拡張は終わりとなるのか。

(事業者)

今回、3本目の滑走路を整備することで、年間発着回数50万回が成立する能力となる。将来、滑走路を増やす議論が再度出てくる可能性は否定できないが、現時点では事業者としてそこまでの考えには及んでいない。

(委員)

事業者への質疑は以上で終了とする。

【事業者退席】

(委員)

先ほどの委員の質問と重なるが、今回の配慮書は非常に拙速に出されたものであるとの印象が拭えない。

本来であれば、まず本命の案があり、他に考えられる対案を示した上で、環境影響を勘案した結果、本命の案としたというロジックがあるべき姿かと思う。

2案併記でどちらにするかまだ分からないがやってみた、というのは非常に拙速な印象を受ける。

また、内容についても詳しくは方法書で示すとされては、委員会としては議論のやりようがない。委員会を通過させないとは言えないが、個人的には判断が難しいという感想である。

(委員)

結局のところ、採算の検討で決まり、配慮書は手続き上必要であるから出し

ているだけとの印象を受ける。

(委員)

一番問題となるのは、騒音問題となると思う。専門外でよく分からないところもあるが、100%誰もが納得する対策が講じられるというのは無理な話であり、運用面も含めた騒音を出来るだけ出さない対策や、防音対策でも防音壁や2重サッシ等の色々な手法がある。運用面でどこまでカバーして、防音対策でどこまでカバーするといったバランスをどのように考えているのか。

あるいは、槇の木の話でも移植を検討しているとのことであるが、出来ることは全てやると言われると、逆にどのようなバランスでどこまでやるつもりなのか分かり難い。

特に騒音の話では、住民等の当事者がいて具体的な話がし難いのも分かるが、住民の方々は心構えやどう向き合うかの判断材料にしなければならないので、積極的に情報を出していく必要があるのではないかと感じている。

現状でも、空港側の対策に満足している方々と、そうでない方々がいて、それぞれの立場でも、今現在満足していても今回の計画で満足できなくなる方々もいるかもしれない。そういう方々にも納得してもらうには、対策のバランスをどのように考えているのか。また、防音対策も日々技術が進んでいると思うが、それについてどのように取り入れていくのか。

配慮書では、これらに対する事業者の方針が分からなかった。

(委員)

今回、発着回数を30万回から50万回に増加することで、騒音が増加すると事業者は述べており、住民に対してよく説明の上で実施するとしている。

現状の飛行機が飛んでいる状態で音の範囲がどのようになるのか、事業者は線を引いて騒音のコンター図を描いており、コンターの内側の家では、壁の厚みの変更や、防音サッシにする等の防音工事を国が実施する。

一番騒音の影響の大きい範囲では家の全室を防音に、次に影響の大きい範囲は数室のみ防音に、一番影響の小さい範囲では1部屋だけ防音にするといった対応をしており、騒音が増加すれば騒音の影響範囲が広がるが、広がった範囲の住民に説明して追加の防音工事を行い、地域全体に防音工事を施し、理解を得て飛行機を飛ばすことになる。

防音工事の技術自体は、あまり進歩はしていないが、防音材を壁に追加したり、家屋を出来るだけ密閉して対応している。家を密閉にすれば、エアコンが必要になるので、それに対しても国が補償を対応している。

本来であれば、複数案を作って、それぞれ騒音の影響の範囲を示せば、住民

の判断基準にもなる。

(委員)

予想される対策や事業者への感想等を解説いただいた。他に発言なければ、事務局に整理していただいた答申案の審議に進むこととする。

② 事務局からこれまでの審議を基にした論点整理(資料3)と、作成した答申案(資料4)について説明があり、審議が行われた。

(事務局)

資料3は、前回委員会でたたき台として示した論点整理の資料に、各委員からの意見を反映し、事務局で表現等を整えたものとなる。前回のたたき台からの修正部分は赤字見え消しにしている。

今回の配慮書は、具体的な事業計画や定量的な予測結果等は記載されていないため、配慮書に対する意見としては、主に、今後、事業計画を作成するに当たって配慮すべき事項についての意見としている。

1 全般的事項は、地域特性、事業特性ともに、表現は修正しているが、主旨に変更はないので説明は省略する。

2 総括的事項(1)「環境影響評価の実施に当たっては、今後作成する事業計画を基に、各活動要素及び環境要素に係る影響について改めて検討した上で環境影響評価項目を適切に選定し、最新の知見を基に、調査、予測及び評価を定量的に行うこと。」として、たたき台からの修正はない。

(2)「事業計画の検討に当たっては、当該地域におけるこれまでの様々な環境への取組が後退することのないよう十分配慮すること。」として、委員からの意見を基に今回新たに加えたもので、これまでの事業者等の取組に配慮を求める意見となる。

(3)「本事業は既存空港の滑走路の延長及び新設であり、既存の滑走路等の運用方法の変更、新たな空港施設の整備・運用及び周辺道路の交通流の変化が想定されることから、これらによる影響も含めて予測、評価を行うこと。」として、委員からの意見を基に、新たな空港施設に関することと周辺道路の交通流について、たたき台に加えている。

(4)「滑走路の延長と新設で、供用開始時期が異なる場合は、環境影響を受ける範囲が変わることが想定されることから、滑走路を含めた施設の使用状況に応じた予測、評価を行うこと。」として、内容に変更はなく、表現を修正している。

なお、見え消しにしている前回のたたき台で示した(4)は複数案の定量的

な比較に関する内容であるが、今回の配慮書の計画段階配慮事項の中では、方法書までに定量的に比較できるものは騒音だけと思われること、また、委員からも騒音の影響を考慮した上で案の選定を行うプロセスが望ましい旨の意見もあったことから、各論の騒音の項目に移すこととした。

次に、2各論(1)騒音の①「騒音については、2案が定性的な予測により比較されていることから、改めて定量的に予測し比較を行った上で事業計画を作成し、その検討経過を含めて結果を方法書に記載すること。」として、先ほどのとおり、たたき台では総括的事項としていた意見を、2案の定量的な比較について騒音に絞って求める意見として、こちらに移した。

②「騒音の環境基準を超過している地点が多数存在しており、航空機の運行本数の増加により、さらに、騒音の影響の拡大が懸念されることから、事業計画の検討に当たっては、騒音の影響が最大となる状況を想定し、環境負荷が可能な限り低減されるよう配慮すること。」として、たたき台で示した騒音の項目の意見を一つにまとめ、表現を修正して、騒音全般の低減に配慮を求める内容とした。

次に、(2)水質の①「供用時の汚濁負荷量の増加が想定されることから、事業計画の検討に当たっては、排水処理対策に十分配慮すること。」として、たたき台では内容が防除氷剤に関するものとなっており、狭い内容であったため、修正して排水処理全般に配慮するよう求める意見とした。

②「事業実施想定区域は周辺河川の上流域にあり、工事に伴い、下流域への濁水の影響が想定されることから、事業計画の検討に当たっては、濁水防止対策に十分配慮すること。」として、意見の主旨はたたき台から変わっていないが、前回は水質の項目の選定を求めた意見であったが、配慮書では、方法書で水質の項目を選定することから、濁水防止に関して配慮を求める意見に表現を修正した。

(3)水文環境について、「本事業は大規模な土地の改変を伴うことから、事業計画の検討に当たっては、河川の水量等に影響が出ないように十分配慮すること。」として、前回のたたき台は案2に絞った内容であったが、案1-2と案2の両案ともに大規模な土地改変は行われると想定されるので、表現を修正した。

次に、(4)動植物及び生態系について①「事業実施想定区域及び周辺では、オオタカ等の猛禽類をはじめ重要な動植物の生息が予測されることから、事業計画の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、これら重要な動植物の生息地、生育地に十分配慮すること。」として、内容の修正はしていないが、表現を他の項目と合うように修正している。

②「本事業の実施に当たり、河川の改変や付け替えが伴うとされており、周辺の生態系への影響が想定されることから、生態系を環境影響評価項目として

選定すること。」として、こちらはたたき台から変わっていない。

(5) 景観について、「事業実施想定区域及び周辺は、成田市景観計画の区域に含まれていることから、事業計画の検討に当たっては、地域の景観に十分配慮すること。」として、たたき台から内容の修正はないが、表現を他の項目と合わせて修正している。

次に、(6) 人と自然との触れ合いの活動の場について、「事業実施想定区域及び周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場が多く存在することから、事業計画の検討に当たっては、これらの機能を低下させないように十分配慮すること。」として、こちらも、たたき台から内容の修正はしていないが、分かりやすくなるように表現を修正した。

最後に、(7) 廃棄物等について、「工事及び供用に伴い発生する廃棄物について、具体的な有効活用を検討し、発生量の抑制に十分配慮すること。」として、たたき台から修正はしていない。

なお、廃棄物等の項目に、たたき台では②として、工事の内容から残土の発生を懸念した内容を挙げていたが、実際に現地の状況を考えると、残土の発生よりも土砂の持ち込みの方が卓越すると思われることから、意見としては取り下げることにした。

資料3については以上となる。続いて資料4について説明する。

資料4は答申案であり、1枚目は鑑文、2枚目から配慮書に対する意見として答申の内容となる。

答申案では、論点整理で挙げた地域特性と事業特性を基に前文を作成し、総括的事項と各論を記書き以降にそのまま記載している。

以上が資料4の答申案の説明となる。

【審議】

(委員)

答申案の総括的事項(3)について、周辺道路の交通流の変化について言及しており、量的なこともニュアンスとして含んでいると思われるが、ポイントとしては発着回数の増加により利用者数が増えることである。

現地視察の際に事業者に、発着回数が増えることにより空港に来る人や荷物の量が増えるが、トランジットなのか訪日客なのかを確認したが、訪日客を見込んでいるとの回答であった。

訪日客である場合、空港の周辺の地上交通に大きな影響が出ると考えられ、さらに言えば空港のごく周辺よりも少し離れた市町村の都市計画等にも影響が生じるとと思われる。

このことは、結構大きな問題であるが、一連の事業者の説明では完全に欠落

していたので、この点についてもう少し丁寧に誘導する必要があるのではないかと感じた。

説明だけではなく、関連する周辺の自治体等と連携して計画を揉んだ上で実施する方向に誘導した方が良いと思う。

(委員)

発言の趣旨について、この案に対して語句の修正等の指摘はなかったが、どのように変えればよいか。

(委員)

旅客の数、荷物の数が増えるという、量的なものを示す文言が見当たらず、「新たな施設の整備・運用」として、質的なものが変わる印象を受けるので、空港のキャパシティの増加による影響が重要であることが分かる文言を入れていただき、さらに、影響を受ける関連機関としっかりと連携するよう求めていただきたい。

(事務局)

交通量への影響についての御意見と受け取ってよろしいか。交通流としてルートや量の変わるイメージを含めたつもりであった。交通量と交通流について明確に分かるよう表現を修正することとしたい。

(委員)

先ほど委員から、関係機関や地元自治体との協議、合意形成に関して配慮すべきとの意見があったが、その点についてはどうか。交通の問題だけでなく、あらゆるものに言えることかと思われる。

(事務局)

都市計画などに係る協議や合意形成については、環境影響評価の範囲を超えるものと思われるため、直接意見として含めるのは難しいと考える。

(委員)

関係者に十分説明を尽くすよう求めることはできないか。

(事務局)

アセスメントの内容について十分説明を尽くすよう求めることは問題ない。

(委員)

答申案では、槇の木や天然記念物、文化財についての言及がないが、問題ないか。

(事務局)

案が未確定の段階なので、具体的な言及をするのは早いと考え、(4)で重要な動植物の生息地・生育地に十分配慮することとして述べている。

(委員)

文化財に関しては触れないのか。

(事務局)

文化財は一般的な評価項目に含まれていないが、事業者が項目として選んで評価をしているので、2案を選定するに当たって文化財の場所や取り扱いに配慮するよう意見の追加をしたいと思います。

(委員)

景観の項目について、「成田市景観計画の区域に含まれていることから」としているが、今回の計画は多古町や芝山町も含まれているので、もう少し広域的な記載にした方が良いのではないか。

(事務局)

景観について、成田市全域が成田市景観計画の区域にあることからこのような前置きを置いた表現となった。委員の御指摘のとおり、景観の配慮は成田市に限った事ではないので、前置きを削除する等の対応を検討したい。

(委員)

もしくは、それぞれの自治体の計画等を併記する形であれば、景観樹木の措置などに係るそれぞれの自治体の景観に係る約束事への対応に関して、抜け落ち難くなるかと思う。

(事務局)

一般的なアセスメントにおける景観としては、背の高い建物等を作る場合に、見る側の景観を損なわないよう形状等に配慮を求める意味での評価と考えており、元々成田市に景観計画区域が定められていたことから、このような文章としている。芝山町や多古町から見える構造物があるのかどうか、例えば管制塔

のようなものが、どのような位置に作られ、どの範囲から見えるのかについては、配慮書で示されている計画では分からない。

このため、先ほどの修正の検討案として、成田市として限定するのではなく、景観全般的な配慮を求める総合的な意見にしてはどうかと考え提案したものである。

(委員)

成田以外の自治体に景観計画がない場合は併記できないかもしれない。「関係地域自治体の計画に配慮し」などとしてはどうか。

(委員)

「この地域の景観に十分配慮し、特に成田は」として文言の順番を変えてみてはどうか。

(事務局)

一般的な事を述べた上で、地域的な内容を記載する形で検討したい。

(委員)

先ほどの文化財や天然記念物の議論に関しては、文化財の内容しか触れていないが問題ないか。

(委員)

槇の木のみならず、天然記念物や文化財が重要なキーワードとなると思い、動植物に限ると槇の木しか対象とならないので、埋蔵文化財も含めて提起したところである。

その場合、(6) 人と自然との触れ合いの項目に入れるのか、別に項目を設けるのか検討いただきたい。

(事務局)

事業者が文化財を項目として取り上げているので、人と自然との触れ合いの項目とは別に、文化財について項目を作り、槇の木といった天然記念物がこの地域にあることから、事業計画の検討に当たっては十分配慮することといった内容を入れたほうが明確になるかと思われる。

(委員)

2各論の(1)騒音の①は、これまでの定性的な比較について、定量的な比

較を行った上で事業計画を作成するよう求める内容であり、非常に正論であり、この配慮書の審議に当たり、本委員会が不満を感じている点でもある。

実際に定量的な比較を実施してもらうのは非常に重要であるが、検討経過を含めて結果を方法書に記載することを求めても問題はないのか、方法書の趣旨とは少し異なるので気になる点である。

(事務局)

方法書の中で、配慮書に対する意見への見解を示すことになっており、その際に、別途資料などで示していただくことは問題ないものと考えている。

(委員)

見解の中で、具体的なデータも含めて求めることができるということで了解した。

また、配慮書を受理するに当たり、配慮書の内容が具体的ではなく、検討された内容と認められない場合に、受理しないという判断はできないのか。

(事務局)

法律の中では、事業者は知事の意見を聞くことができると規定されており、法令的に提出されたものは受理した上で意見を付けることとなる。

事前に事業者から相談等があれば、内容についてある程度は具体的に検討した上で作成するよう話をしている。

(委員)

他に意見なければまとめとしたいが、総括的事項の(3)の交通流に係る修正について、事務局の修正案を確認したい。

(事務局)

交通流では交通量のイメージが弱いとのことなので、「交通量・流」とする方向で修正を検討したい。

関係機関への説明や協議に係る内容については、アセスメントの制度上は関係自治体に対しても配慮書等について説明が行われており、最終的には公表される。方法書等では寄せられた意見に対する事業者の見解も記載され、また、アセスメントが進めば、交通流・量についても予測が示され、関係自治体への説明と、意見を受けるというやり取りが手続きの中で行われるので、関係自治体との協議を意見として入れることは、なじまないのではないかと考える。

(委員)

協議に関してはわかりました。

また、貨物取扱量等が増加することがわかるような表現も追加してもらいたい。

(委員)

修正部分を確認する。

総括的事項の(3)について文言の修正・追加をして対応をする。

各論の(5)景観について成田だけでなく関係自治体も含めた表現に修正する。

文化財については、項目を追加する。

以上の3点となる。

最終的な文については、事務局に作成していただくが、本質的に答申案からの変更はないので、3点の修正を加えた上で了承することとする。

作成した答申案は、後日、各委員に示していただくこととし、以上で本日の審議は終了とする。

傍聴者には御退席願う。

【傍聴者退席】